

消防団充実強化に係る取組事例

NO.	24 - 9	分野	2. 処遇改善関係 (2) その他	作成年月	令和元年8月
地方公共団体名		三重県 いなべ市		担当課	防災課
連絡先		Tel 0594-86-7746 E-mail t-okazaki00@city.inabe.mie.jp			
タイトル	団員へ向けた運転免許証取得費用への補助				
取組の概要	<p>平成 29 年 3 月 12 日に道路交通法が改正され、従来の自動車運転免許区分が変更されたことに伴い、いなべ市消防団では、既存の消防車両を運転することが出来ない団員が一定数存在し、火災発生等緊急時における迅速な活動を妨げる要因となっています。</p> <p>今後、若い世代の入団者が増え、よりこの問題が深刻化していくことも踏まえて、同改正により新設された準中型自動車免許をはじめ、団員が消防団車両を運転するために必要となる運転免許の取得について、運転免許取得費用補助制度を整備し、恒常的な取組みとしていくことが急務です。</p> <p>このため、いなべ市では、平成 30 年 10 月1日に消防団員自動車運転免許取得費等補助金交付要綱を作成し、毎年度、予算の範囲内で団員の運転免許証取得に係る費用に対して補助金を交付しています。</p> <p>なお、補習料金や教習所までの交通費等は、補助対象の費用には含みません。</p> <p>【交付対象の条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) いなべ市消防団員であること。 (2) 普通自動車運転免許又は準中型自動車運転免許を有していること。 (3) 所属する分団に配備されている消防車両を運転することができる免許を有していないこと。 (4) この要綱による補助を受けて運転免許を取得した日から起算して、5年以上団員として活動する誓約を行うこと。 (5) 所属する分団の分団長から推薦を受けていること。 <p>【取得費を補助する運転免許証の種別】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) AT限定解除 (2) 準中型自動車運転免許 (3) 中型自動車運転免許 				
その他参考情報					